

第 1 4 回水資源機構契約監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成 2 3 年 1 1 月 2 2 日 (水) 本社会議室	
委員	田中俊充 (弁護士) 矢橋農吾 (大学名誉教授) 西谷隆亘 (大学名誉教授) 垣花直樹 (水資源機構監事)	
審議対象	<p>1 .平成 23 年度第 2 四半期における 1 者応札・1 者応募に関する点検について</p> <p>2 .平成 23 年度第 2 四半期における随意契約に関する点検について</p>	
<p>1 .平成 23 年度第 2 四半期における 1 者応札・1 者応募に関する点検についての審議</p>	委 員	機構事務局
	<p>・エレベータの設備点検は設置会社が行うことが多く、過去の落札率を見ると非常に高いものもあるが、9 番の「草木ダムエレベータ設備整備工事」の落札率は 68.5%と低い。そういう価格の交渉はどのように行っているのか。</p>	<p>・本件は一般競争入札を実施した結果、1 者応札になったもので、特別に価格交渉は行っていません。都市部とは違い、ダムは山間僻地にありますので、1 回の出張や点検に時間がかかります。特に整備工事の場合はロープの交換等に数日を要しますので、少し高くなっているのかと思います。</p>
	<p>・9 番の場合は予定価格と入札金額がけっこう乖離しているが。</p>	<p>・整備工事の場合は整備工数等の積算基準が機構にはありませんので、第三者機関から見積をとり、それを参考に積算、予定価格を作成しています。</p>
	<p>・今回リストの整備工事の落札率が高い。今までの議論では落札率に高い低いがあり、他の会社だともっと安くできるかもしれないという可能性があったが、これだとどうしても高いところになる。</p>	<p>・今回の整備工事はほとんどが大規模で特殊であり、参加できる業者自体が片手ぐらいいしか残っていません。その中で発注のロットや時期にもよりますが、技術者がいないとか、工事の実施時期が限られるのでなかなかできないとかがあります。</p>
	<p>・落札率を下げるために整備工事のロットを分けて、小規模あるいは技術が伴わなくてもできるようなものがあれば、他社も参加でき安くなるのではないか。4 番の「高山・布目ダム放流設備整備工事」は、高山ダムと布目ダムを一緒にした理由は何か。</p>	<p>・ロットを大きくすることによって安くなるのではないかという考えです。</p>

第14回水資源機構契約監視委員会 審議概要

<p>・同種工事の実績を参加条件に入れることは多いと思うが、実績がないから参加できないとなると、そういう者はいつまでも参加できる機会がないと思う。</p>	<p>・最低限の実績条件は外せないと思っています。例えば、小型のゲートの実績しかないものが、40メートルもあるようなゲートの整備は難しいと思っており、リスクがあるので最低条件として設けています。</p>
<p>・15番の「多重無線装置28台製造」の不参加者の意見として、ロットの拡大は有り難いが、施工範囲が広すぎるという意見があるが、矛盾している気がする。</p>	<p>・今回は6事務所にまたがっていきまして、気候等によって不履行になるリスクがありますので、納期を4月末までとじていました。それをさらに複数年化すれば、施工的な余裕ができると思いますので、来年はその点を改善したいと考えています。</p>
<p>・17番の「権利登記業務」の相手方は司法書士協会であるが、協会が窓口となり、どの司法書士事務所が実施するかは協会の采配に任せるといふことであれば、そもそも1者応札ではないのではないかという気がする。</p>	<p>・今回の入札につきましては、競争を確保するために地域要件を近隣の県にも対象を広げてやりましたが、三重県の司法書士協会だけが参加したものです。</p>
<p>・個々の司法書士事務所に声を掛けるのが本来の姿になるのではないのか。</p>	<p>・機構の入札制度に登録いただいている者にはすべてファックスでお知らせしていますが、結果として応札者は司法書士協会だけでした。</p>
<p>・19番の「琵琶湖総管船舶運行業務」は、船舶保険契約を切り離したことによって、落札者が参加資格を持ったということではないのか。</p>	<p>・本業務は、1回目は不落、2回目は資格者なしでした。落札者は2回目の入札に参加申請されましたが、資格なしと判断され、応札者なしで不調となりました。その後落札者が業者登録をされて3回目の入札に参加しましたが、1者応札となりました。船舶保険契約を切り離したのは事実ですが、それによって落札者の入札参加がクリアになったというわけではありません。</p>

第 1 4 回水資源機構契約監視委員会 審議概要

	<p>・ただいま出た意見を今後の 1 者応札対策の参考にしていただきたい。</p>	
<p>2 .平成 23 年度第 2 四半期における随意契約に関する点検についての審議</p>	<p>・東日本大震災により工事数は増加したか。また、震災の被害により応札者が減るといった影響はあったのか。</p>	<p>・件数的にも金額的にも増えています。本社発注工事では、4 件の工事に延べ 6 社から参加申請がありましたが、並行して国や地方公共団体等も災害復旧工事を発注しているため、技術者の確保が難しく、結果的に 3 社の応札となりました。</p>
	<p>・緊急を要する場合の随意契約について、契約締結日が東日本大震災から 6 ヶ月を過ぎているが、本当に緊急措置と言えるのか。</p>	<p>・緊急随契は、応急措置と並行して工事費用の見積を依頼し、復旧の程度を把握できた段階で契約締結となります。個々の被害規模の程度を把握できたのがこの時期だったということです。また災害復旧予算の関係もあると思います。</p>
	<p>・14 番の「新宮ダム堤体漏水対策応急復旧工事」の相手方は、前年度に対策を実施した業者ということだが、これは今回の箇所とは別なのか。</p>	<p>・同じ箇所です。前回は調査の完了前に出水期を迎え、仮押さえ的な復旧でしたが、同じ箇所から出水し、早急な手当が必要であったため、前回の業者と緊急随契を行いました。</p>
	<p>・委員からの意見等を今後の随意契約見直しの参考にしていただきたい。</p>	

問い合わせ先

埼玉県さいたま市中央区新都心 1 1 番地 2

ランド・アクシス・タワー内

電話 048 - 600 - 6500

水資源機構契約監視委員会事務局

財務部契約課長

小島 隆 (内線 2251)

技術管理室技術調査課長

長井 剛彦 (内線 4631)